

【新料金表】（平成 28 年 4 月 1 日改定）

| 用途 | 基本料金 | | 超過料金 |
|-----|-----------------------|-------------|----------------------|
| | 水量 | 料金 | 1 m ³ 当たり |
| 家庭用 | 8 m ³ まで | 1,544.40 円 | 266.76 円 |
| 業務用 | 10 m ³ まで | 2,700.00 円 | 361.80 円 |
| 工業用 | 200 m ³ まで | 50,760.00 円 | 361.80 円 |
| 浴場用 | 170 m ³ まで | 15,768.00 円 | 156.60 円 |

【計算例】 家庭用で 20 m³使用した場合

(計算式) 水道料金 = 基本料金 + (超過水量 × 単価)
 4,745 円 = 1,544.40 円 + (12 m³ × 266.76 円)

※料金は税込、1 円未満切捨て。

【新料金の適用時期】

3 月 31 日以前から継続使用の場合：6 月請求分から新料金が適用されます
 4 月 1 日以降に開栓申込を受けた場合：初回請求分から新料金が適用されます

水道料金を平成 28 年 4 月使用分（6 月請求分）から改定します。
 今回の改定により、水道料金は総括原価に対して、平均 8%程度値上がりします。

水道料金を平成 28 年 4 月使用分から改定します

【問合せ先】 市水道局業務課料金係 ☎ 22-5265 内線 4234

■旧宇和島地区で継続して使用する使用者が、2ヵ月間に40m³使用した場合（宇和海地区を除く）

| | | | |
|-------|-------------------------------|-------------------------------|-------|
| 検針日 | 3/5 | → | 5/5 |
| 指針 | 1 | → | 41 |
| 使用月 | 3月使用分 | 4月使用分 | 5月使用分 |
| 料金体系 | 現料金体系 | 新料金体系 | 新料金体系 |
| 請求月 | 5月請求分 (20 m ³) | 6月請求分 (20 m ³) | 7月請求分 |
| 口座振替日 | 6月13日 | 7月12日 | 7月12日 |
| 納入期限 | 6月20日 | 7月20日 | 7月20日 |

- ▷ 5 月にお届けする検針票にて、5 月・6 月請求分の予定額をお知らせします。
- ▷ おおむね 4 月中に使用した水道料金が、6 月請求分となります。

■旧 3 町・宇和海地区で継続して使用する使用者が、2ヵ月間に40m³使用した場合

| | | | | |
|-------|---|-------|-------------------------------|-------------------------------|
| 検針日 | → | 4/5 | → | 6/5 |
| 指針 | → | 11 | → | 51 |
| 使用月 | → | 4月使用分 | 5月使用分 | 6月使用分 |
| 料金体系 | → | 現料金体系 | 新料金体系 | 新料金体系 |
| 請求月 | → | 5月請求分 | 6月請求分 (20 m ³) | 7月請求分 (20 m ³) |
| 口座振替日 | → | 7月12日 | 8月12日 | 8月12日 |
| 納入期限 | → | 7月20日 | 8月22日 | 8月22日 |

- ▷ 6 月にお届けする検針票にて、6 月・7 月請求分の予定額をお知らせします。
- ▷ おおむね 4 月中に使用した水道料金が、6 月請求分となります。